

## 警察証明事務取扱要領の制定について（概要）

制定 昭和41年1月18日

例規（務・会・庶・交総）第5号

警察証明事務取扱要領は、大阪府警察における証明事務取扱いの適正を図るため必要な事項を定めたもので、主な内容として、盗難、遺失等の届出受理証明の発給については、原則として法令等により証明書の提出を義務付けられているものに限定する等の警察証明発給基準や、証明願を受理した所属における事務処理の基準等を定めており、

証明発給の基準

証明事務処理の基準

自動車の盗難被害届出の準証明

などの項目からなっている。